帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、2050 年までに大阪市域の温室効果ガス排出量実質ゼロとする脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けて帯水層蓄熱システム（以下「本システム」という。）の導入を促進するため、予算の定めるところにより、「帯水層蓄熱システム地盤調査補助金」（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。その交付については、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第７号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は、大阪市域において本システムの導入を計画する事業者とする。

（補助の対象及び補助率）

第３条　補助金の対象となる調査（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

⑴　本システムの導入検討を目的として実施する地盤調査であること。

⑵　地盤調査の実施場所は、帯水層蓄熱利用のポテンシャルが高いと市長が認める場所であること。

⑶　市長が必要と認める深度、項目、試験方法等により、地盤調査を実施すること。

⑷　補助金の交付を受けようとする者からの委託等により地盤調査を実施する者（以下「地盤調査実施者」という。）は、地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）に基づく地質調査業者の登録を受けている者であり、かつ、地盤調査を担当する者（以下「地盤調査担当者」という。）は、地質調査技士資格検定試験規程に基づく地質調査技士の資格を有する者であること。

２　補助の対象となる経費（消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金の交付決定日以降に、発注、契約等を行い、補助事業の実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費を対象とし、別表に定めるとおりとする。

３　補助金の額は、1,500 万円を上限とし、補助対象経費の４分の３以内の額（ただし、1,000 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（複数の事業者が連携して補助事業を実施する場合は、その代表事業者）は、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付申請書（様式第１

号）に規則第４条各号に掲げる事項を記載し、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金公募要領（以下「公募要領」という。）に定める期日までに市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　補助金の交付を受けようとする者の登記事項証明書（３か月以内のもの。複数の事業者が連携して補助事業を実施する場合は、各事業者の登記事項証明書）

⑵　誓約書（様式第１－２号。複数の事業者が連携して補助事業を実施する場合は、各事業者の誓約書）

⑶　本システムの導入に係る事業計画を記載した書類

⑷　地盤調査に係る調査計画を記載した書類

⑸　補助対象経費に係る積算根拠を記した書類

⑹　地盤調査の実施場所に係る土地の登記事項証明書（３か月以内のもの）

⑺　地盤調査実施者が地質調査業者の登録を受けていることを証する書類の写し

⑻　地盤調査担当者が地質調査技士の資格を有することを証する書類の写し

⑼　補助金の交付を受けようとする者と地盤調査の実施場所に係る土地の所有者（以下「土地所有者」という。）が異なる場合は、補助事業の実施について土地所有者から承諾を得ていることを証する書類の写し

⑽　複数の事業者が連携して補助事業を実施する場合は、代表事業者が分かる書類の写し

⑾　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第５条　市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付決定通知書(様式第２号)により補助金の交付の申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

２　市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金不交付決定通知書(様式第３号)により申請者に通知するものとする。

３　市長は、申請日の翌日から起算して 60 日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請者が本市の指示により当該申請に係る書類の補正に要した日数は除くものとする。

（申請の取下げ）

第６条　申請者は、前条第１項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容

又は規則第７条第１項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付申請取下書（様式第４号）により申請の取下げを行うことができる。

２　申請の取下げをすることができる期間は、前条第１項の規定による通知書を受領した日の翌日から起算して 10 日とする。

（交付の時期等）

第７条　市長は、補助事業の完了後、第 14 条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

第８条　補助事業者は、補助事業の内容等の変更（地盤調査に係る調査計画の変更のうち試験項目又は試験方法の変更を含み、軽微な変更を除く。）をしようとするときは、補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書（様式第５号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第６号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

２　前項の変更承認を受ける前に補助事業者が支出した経費は補助対象外とする。ただし、第５条第１項ですでに決定した内容を変更せずに継続して行う部分については、この限りでない。

３　第１項の軽微な変更は、次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。

⑴　補助対象経費が減額となる場合であり、かつ、減額する金額が第５条第１項の規定により通知した交付決定額の 100 分の 20 に満たないものであって、地盤調査に係る調査計画の工期内における工程の変更

⑵　前号に掲げるもののほか、軽微な変更であると市長が認めるもの

４　補助事業者は、補助事業を承継させるときは、速やかに補助事業承継承認申請書（様式第７号）を市長に提出し承認を受けなければならない。なお、当該補助事業を承継するものは公募要領に定める応募資格の要件を満たした者でなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第９条　市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

２　前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第８号）により補助事業者に通知

するものとする。

（補助事業等の適正な遂行）

第 10 条　補助事業者は、補助金を他の用途に使用してはならない。

（立入検査等）

第 11 条　市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（事業着手届）

第 12 条　補助事業者は、補助事業に着手した場合、速やかに帯水層蓄熱システム地盤調査補助金事業着手届（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 13 条　補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは帯水層蓄熱システム地盤調査補助金実績報告書（様式第 10 号）に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、次に掲げる書類を添付して、当該年度の３月 15 日又は補助事業の廃止の承認を受けた日の翌日から起算して 30 日を経過した日までに市長に提出しなければならない。

⑴　補助事業の契約書等の写し（経費の内訳が分かる書類を含む。）

⑵　補助事業に係る支出を証する書類の写し（経費の内訳が明記されていない場合は、補助事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるものを含む。）

⑶　補助事業により得られた地盤調査結果に係る書類

⑷　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項第３号に掲げる書類に記載される情報のうち市長が本システムの導入に資すると認める情報（ボーリング柱状図、土質試験結果一覧表等）について、本市ホームページへの掲載等により公表することができる。

（補助金の額の確定等）

第 14 条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金額確定通知書（様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第 15 条　規則第 17 条第３項の規定による通知においては、市長は帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

（関係書類の整備）

第 16 条　補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 14 条の通知を受けた日から５年間保存しなければならない。

（実施結果の経過報告等）

第 17 条　補助事業者は、当該補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後５年間（以下「経過報告期間」という。）、毎会計年度３月末までに、本システムの導入に係る検討状況を帯水層蓄熱システム地盤調査補助金に係る報告書（様式第 13 号）に記載し、市長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、本市と協議のうえ本システムの導入に係る検討を完了した場合は、当該完了の日の属する会計年度の翌年度以降、前項の報告書の提出を要しない。

３　補助事業者は、経過報告期間中、本システムの導入に係る検討状況について、市長が必要と認めるときは本市と協議しなければならない。

（その他必要な事項）

第 18 条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年６月８日から施行する。

別表（要綱第３条第２項関係）

区分	費目	補助対象経費の内容
地盤調査費	直接調査費	ボーリング費
		サンプリング費
		原位置試験費（標準貫入試験、現場透水試験）
		室内試験費（土粒子密度試験、含水比試験、粒度試験、液・塑性限界試験、湿潤密度、圧密試験）
		水質分析（地下水の水質汚濁に係る環境基準項目、主要イオン）
		解析費（資料整理とりまとめ、断面図の作成）
		電子成果品作成費
	間接調査費	運搬費
		準備費（準備及び跡片付け）
		仮設費（足場設備等の設置撤去、給水費）
		安全費（環境保全に係る仮囲い）
		旅費交通費
		施工管理費
	業務管理費（諸経費）	

（様式第１号）

年　　月　　日

大 阪 市 長　　様

所　　在　　地
名　　　　称
代 表 者 名

帯水層蓄熱システム地盤調査補助金
交付申請書

標記補助金に係る事業を下記のとおり実施しますので、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱第４条第１項の規定により、次のとおり申請します。

記

１　交付を受けようとする補助金の額
補助金の額：金　　円
内　　訳：別紙のとおり

２　補助事業等の名称、目的及び内容
(1)　名称
(2)　目的
(3)　内容

３　申請者の概要
名称：　　所在地：
担当者氏名：　　担当者連絡先：
事業の実施体制及び役割分担

複数の事業者が連携して開発事業を実施する場合、それぞれの役割分担を具体的に記載してください。

４　補助事業（地盤調査）の詳細
実施場所：大阪市　　区
実施期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
地盤調査実施者の名称、登録番号及び登録年月日

名称		登録番号		登録年月日	

地質調査担当者の氏名、登録番号及び有効期限

名称		登録番号		有 効 期 限	

５　同意事項
次の各項目に同意のうえ、本補助金を申請します。
□帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱を遵守すること。
□申請者と地盤調査の実施場所に係る土地の所有者（以下「土地所有者」という。）が異なる場合、補助事業の実施について土地所有者から承諾を得ていること。また、土地所有者を含む第三者との間

で紛争が生じたとしても、申請者が責任をもって対応するものとし、大阪市には一切責任を求めないこと。

□補助事業により得られた地盤調査結果を大阪市に提供すること。

□上記地盤調査結果は、大阪市において、非公開情報が含まれない形としたうえでホームページ等で公表すること。また、公表することについて、土地所有者及び地盤調査実施者（地盤調査結果に係る権利者（著作権者等）が別にいる場合は、当該権利者）から承諾を得ていること。

（別紙）

（内　訳）

費目	内容	補助対象経費	交付を受けようとする 補助金の金額	積算内訳	備考
直接調査費	ボーリング費	円	円		
	サンプリング費	円	円		
	原位置試験費	円	円		
	室内試験費	円	円		
	水質分析	円	円		
	解析費	円	円		
	電子成果品作成費	円	円		
間接調査費	運搬費	円	円		
	準備費	円	円		
	仮設費	円	円		
	安全費	円	円		
	旅費交通費	円	円		
	施工管理費	円	円		
業務管理費（諸経費）		円	円		

※補助対象経費には、消費税相当額は含めないこと。

（様式第１－２号）

誓　約　書

大 阪 市 長　様

私（当団体）は、大阪市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

1. 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団、同法第２条第６号に規定する暴力団員、大阪市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者である。
2. 代表者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
3. 代表者等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
4. 代表者等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
5. 代表者等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
6. （事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記２～５のいずれかに該当する者がいる。
 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者
7. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑（※）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者である。
8. 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者である。

※刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 67 号）第２条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役及び旧刑法第 13 条に規定する禁錮を含みます。

年　　月　　日

所 在 地
名　　称
代表者名

※補助事業を２者以上の事業者が共同で実施する場合には、各事業者ごとに本書面を作成し、代表者がまとめて提出すること。

（様式第２号）

帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付決定通知書

大阪市指令　　第　　号
年　月　日

（申請者名）　　様

市長印

大 阪 市 長

　　年　月　日付けで交付申請のありました帯水層蓄熱システム地盤調査補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱第５条第１項の規定により通知します。

記

１　補助金交付決定額

金　　円

２　交付条件

(1) 補助事業等の内容の変更等（帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱第８条第３項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
(4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
(5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第７号）及び帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。
(6) 地盤調査の結果に基づき、帯水層蓄熱システムの導入を検討すること。

３　その他

　本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

（様式第３号）

帯水層蓄熱システム地盤調査補助金不交付決定通知書

大阪市指令　　第　　号
年　月　日

（申請者名）　　様

大 阪 市 長

市長印

　　年　月　日付けで交付申請のありました帯水層蓄熱システム地盤調査補助金について、下記の理由により不交付とすることに決定したので、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱第５条第２項の規定により通知します。

記

不交付とした理由

（様式第４号）

年　月　日

大 阪 市 長　様

所　　在　　地
名　　　　称
代　表　者　名

帯水層蓄熱システム地盤調査補助金
交付申請取下書

年　月　日付け大阪市指令　　第　　号をもって交付決定のあった事業に係る補助金については、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱第６条第１項の規定に基づき、補助金交付申請を取下げいたします。

記

１　補助事業の名称

２　補助金交付決定通知書を受け取った日　　年　月　日

３　補助金交付予定額

４　取下理由

（様式第５号）

年　　月　　日

大　阪　市　長　　様

所　　在　　地
名　　　　称
代　表　者　名

帯水層蓄熱システム地盤調査補助金に係る
補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書

　　年　　月　　日付け大阪市指令　　第　　号により交付決定の通知があった補助事業の計画（事業内容、経費配分）を次のとおり変更したいので、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱第８条第１項の規定により申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容
変更後の補助金の額：金　　円
変更後の補助金額の内訳：別紙のとおり

費目	内容	補助対象経費		備　　考
		変更前	変更後	

※変更後の補助対象経費に係る積算根拠を記した書類を提出すること

（注）変更の理由は、できるだけ詳細に記入すること。

（様式第６号）

年　　月　　日

大　阪　市　長　　様

所　　在　　地
名　　　　称
代　表　者　名

帯水層蓄熱システム地盤調査補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

　　年　　月　　日付け大阪市指令　　第　　号にて交付決定の通知を受けた補助事業等について、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱第８条第１項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

記

（中止・廃止の理由（中止の場合はその期間））

（様式第７号）

年　　月　　日

大　阪　市　長　　様

所　　在　　地
名　　　　称
代　表　者　名

帯水層蓄熱システム地盤調査補助金に係る
補助事業承継承認申請書

　　年　　月　　日付け大阪市指令　第　　号により交付決定の通知があった上記補助事業に係る補助事業者の地位を承継し、補助事業を継続して実施したいので、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱第８条第４項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　旧補助事業者の名称

２　補助事業の地位の承継理由

３　補助事業の名称

４　補助事業の内容

５　交付決定通知額
円

６　受領済額
円

※事業承継に係る契約予定内容等（承継者・被承継者の名称が確認できるもの）の写しを添付すること。また、事業承継後に、当該承継の事実を確認できる書類の写しを市長に提出すること。

（様式第８号）

帯水層蓄熱システム地盤調査補助金事情変更による
交付決定取消・変更通知書

大阪市指令　　第　　号
年　月　日

（申請者名）　　様

大 阪 市 長

市長印

　　年　月　日付け大阪市指令　第　号にて交付決定した帯水層蓄熱システム地盤調査補助金について、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱第９条の規定により次のとおり取消し・変更をしたので、通知します。

記

１　取消し・変更の内容

２　取消し・変更の理由

（様式第９号）

年　　月　　日

大　阪　市　長　　様

所　　在　　地
名　　　　称
代　表　者　名

帯水層蓄熱システム地盤調査補助金事業着手届

　　年　　月　　日付け大阪市指令　第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり着手しましたので、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱第12条の規定により届け出ます。

記

実施場所	
事業着手日	年　　月　　日
事業完了予定日	年　　月　　日

（様式第 10 号）

年　　月　　日

大　阪　市　長　　様

所　　在　　地
名　　　　称
代　表　者　名

帯水層蓄熱システム地盤調査補助金に係る

補 助 事 業 実 績 報 告 書

　　年　　月　　日付け大阪市指令　　第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

1　補助事業等の名称

2　補助金の予定金額　　金　　円

3　補助事業決算書（収支がわかるもの）

（様式第 11 号）

大阪市指令　　第　　号
年　月　日

（申請者名）　　様

大　阪　市　長

市長印

帯水層蓄熱システム地盤調査補助金額確定通知書

　　年　　月　　日付け提出のあった帯水層蓄熱システム地盤調査補助金に係る補助事業実績報告書により、補助金額を次のとおり確定したので、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

記

補助金確定金額　　金　　円

（様式第 12 号）

大阪市指令　　第　　号
年　月　日

（申請者名）　　様

大　阪　市　長

市長印

帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付決定取消通知書

　　年　　月　　日付け大阪市指令　第　号にて交付決定した帯水層蓄熱システム地盤調査補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

記

1　取消しの内容

2　取消しの理由

（様式第 13 号）

年　　月　　日

大　阪　市　長　　様

所　　在　　地
名　　　　称
代　表　者　名

帯水層蓄熱システム地盤調査補助金に係る報告書

　　年　　月　　日付け大阪市指令　第　　号により交付決定の通知があった補助事業に関し、　　年度における帯水層蓄熱システムの導入検討状況について、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

（　　年度）帯水層蓄熱システムの導入検討状況	
工事着手（予定）日	年　　月　　日
今年度の検討状況について、詳細を記載してください※	（検討状況）

※導入検討状況がわかる資料があれば、併せて提出してください。
※帯水層蓄熱システムの導入を見送る場合は、導入しない合理的な事由について、詳細を記載してください。